

# 平成30年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会次第

日 時 平成31年3月19日(火)  
午後1時30分～  
場 所 安房農業協同組合鴨川支店  
2階会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 鴨川市人・農地プランの見直しについて

3. そ の 他

4. 閉 会

鴨川市人・農地プラン検討会設置要綱

平成 27 年 10 月 7 日

鴨川市告示第 149 号

(設置)

第 1 条 人・農地プランについて検討を行うため、鴨川市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この告示において「人・農地プラン」とは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条の規定により農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、農業の将来の在り方及びこれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項についての協議の結果を取りまとめたものをいう。

(所掌事務)

第 3 条 検討会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 人・農地プランの作成又は更新に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 検討会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業を営む法人が推薦する者
- (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定による認定を受けた者をいう。）
- (3) 鴨川市農業再生協議会が推薦する者
- (4) 千葉県安房農業事務所の職員
- (5) 鴨川市農業委員会の委員

3 検討会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 委員の互選により会長が定められていない場合の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

鴨川市人・農地プラン検討会委員名簿

任期 平成 29 年 10 月 20 日～平成 31 年 10 月 19 日

No	組織・団体名等	職 名	氏 名	備考
1	安房農業事務所 企画振興課	課 長	鎌田 展生	
2	安房農業事務所 改良普及課	上席普及指導員	加藤 美紀	
3	鴨川市農業再生協議会	会 長	鎌田 薫	会長
4	鴨川市農業委員会	会 長	浦邊 洋一	
5	農事組合法人 和泉営農組合	代 表 理 事	小畠 守	
6	農事組合法人 下小原営農組合	代 表 理 事	永井 洋	
7	認定農業者		糟谷 英文	副会長